

定例教育委員会会議次第

日 時 平成27年5月19日(火)午後1時30分～

場 所 みくに龍翔館 会議室

- 1 委員長あいさつ
- 2 教育委員会会議録の承認について
- 3 教育長報告
- 4 議 案

議案第9号 坂井市全国スポーツ大会出場激励金支給要綱の一部改正に
ついて

- 5 その他
 - (1) 行事予定(6月分)について
 - (2) その他

定例教育委員会

議

案

議案第9号

坂井市全国スポーツ大会出場激励金支給要綱の
一部改正について

坂井市全国スポーツ大会出場激励金支給要綱の一部改正について、次の
とおり承認を求める。

平成27年5月19日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市全国スポーツ大会出場激励金支給要綱の一部を改正する要綱

平成27年 月 日
坂井市教育委員会告示第 号

坂井市全国スポーツ大会出場激励金支給要綱（平成18年坂井市教育委員会告示第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会が特に認める場合は、この限りでない。

附 則

この告示は、平成27年 月 日から施行する。

坂井市全国スポーツ大会出場激励金支給要綱 (平成18年坂井市教育委員会告示第28号) 新旧対照表

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>○坂井市全国スポーツ大会出場激励金支給要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(支給対象等)</p> <p>第2条</p> <p>1・2・3 (略)</p> <p>4 県又はこれに準ずる区域を越える規模の予選会又は選考会を経ず に選抜又は推薦により全国大会等に出場する場合は、支給の対 象とならない。ただし、<u>教育委員会が特に認める場合は、この限 りでない。</u></p> <p>(激励金の額)</p> <p>第3条 (略)</p>	<p>○坂井市全国スポーツ大会出場激励金支給要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(支給対象等)</p> <p>第2条</p> <p>1・2・3 (略)</p> <p>4 県又はこれに準ずる区域を越える規模の予選会又は選考会を経 ず に選抜又は推薦により全国大会等に出場する場合は、支給の対 象とならない。</p> <p>(激励金の額)</p> <p>第3条 (略)</p>